

私は日本共産党を代表しまして、陳情第4号携帯電話等中継基地局（5G基地局及びそれ以外も含む基地局）設置に関する条例制定についての陳情に対し、賛成の立場で討論します。

この陳情にもあるように、電磁波による健康被害者は実際におられます。4Gにおいてもすでに健康被害を訴える人々は、生活に支障を来す症状が出ており、強いアレルギー反応を起こす方々も全国に増え続けています。

5Gにおいても、WHO国際がん研究機関も携帯電話や無線周波電磁界を、発がん性の可能性があると認めており、その他免疫系や神経系、内分泌系の異常、流産、不妊、認知症など神経性疾患にも関わると考えられています。海外では、ヨーロッパ諸国・ベルギー・スイス・アメリカなどでは、5G基地局設置を禁止する条例を採択しております。また、5G衛星が気象衛星と電波干渉を起こすと、台風の予測が2～3日遅れる、と米国海洋大気庁・米航空宇宙局・米海軍も反対しています。

この陳情ではこれらの危険性を指摘しつつ、せめて基地局の設置を減らすこと、設置するにあたっては地域住民の合意を得ること。これらを訴えておられます。

また委員会での当局からの答弁では、野田市で5Gの基地局を設置する予定はない、との答弁がありましたが、基地局を5Gに切り替えることは簡単にできるのです。以上のことから、市民の健康と暮らしを守るためにも、陳情第4号携帯電話等中継基地局（5G基地局及びそれ以外も含む基地局）設置に関する条例制定についての陳情について賛成といたします。